

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3144号)

令和7年1月27日

横情審答申第3144号

令和7年1月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年8月10日教人児第604号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立学校体罰審査委員会 議事録（2月開催）」の一部開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市立学校体罰審査委員会 議事録（2月開催）」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

- ア 当該児童、保護者及び関係児童の心情及び動機に関する記載、当該児童及び関係児童の行動日並びにこれらの児童を特定する内容は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当する。
- イ 関係児童、学校及び学校教育事務所の当該児童への評価は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。

(2) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

学校及び学校教育事務所の当該児童への評価並びに学校及び学校教育事務所の所見のうち、当該事案の関係者に関する評価、関係者との調整過程等に関する情報は、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の

本人への適切な支援に支障を来す可能性があるため、本号柱書に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考える。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 横浜市立学校体罰審査委員会（以下「体罰審査委員会」という。）に係る事務について

横浜市では、体罰の認定に関して公正を期するため、教育委員会事務局内に体罰審査委員会を置いている。体罰審査委員会は、校長から提出された体罰に関する報告書に基づき、教職員の行為が体罰に該当するか否かを審査する。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案（以下「本件事案」という。）についての体罰審査委員会の審査に係る議事録であり、その開催日時、委員一覧、出席者、体罰事実の認定結果、事前の議論の内容、委員からの質問やこれに対する出席者の回答等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1に示す非開示部分1から非開示部分4までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分5を同号及び同項第6号柱書に、非開示部分6及び非開示部分7を同号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する

ことができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1及び非開示部分3について

非開示部分1には本件事案において体罰を受けたとされる児童(以下「本件児童」という。)の保護者の、非開示部分3には本件児童の率直な心情が、それぞれ記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示部分2及び非開示部分5について

非開示部分2には本件児童の行動が、非開示部分5には実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

エ 非開示部分4について

非開示部分4には、本件事案の発生日とは別の日の本件児童を含む複数の児童(以下「本件児童等」という。)の行動が、当該行動に至る心情が推察できる形で記載されており、本件児童等の個人に関する情報に当たる。

体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならないが、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合す

ることにより、本件児童等を特定することができるものと認められる。

したがって、非開示部分4は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分5について

非開示部分5には、実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動が記載されている。この記載は、概括的なものにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の本件児童への適切な支援に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号柱書に該当しない。

ウ 非開示部分6について

非開示部分6には、「体罰に関する報告書」に係る実施機関の所見が記載されている。この記載は、同報告書と補足資料との記載事項の関係についてのものにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の本件児童への適切な支援に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号柱書に該当しない。

エ 非開示部分7について

非開示部分7には、本件児童の保護者と実施機関とのやり取りが、当該保護者の心情も含めて記載されている。この記載は、公にすることにより、当該保護者との信頼関係が損なわれ、今後の本件児童への適切な支援に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分	
旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件児童の保護者の心情に係る記載
	非開示部分2	本件児童の行動に係る記載
	非開示部分3	本件児童の心情に係る記載
	非開示部分4	本件児童等の行動に係る記載
旧条例第7条第2項第2号及び第6号柱書	非開示部分5	実施機関の評価を踏まえた本件児童の行動に係る記載
旧条例第7条第2項第6号柱書	非開示部分6	体罰審査委員会の所見に係る記載
	非開示部分7	本件児童の保護者と実施機関のやり取りに係る記載

別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分2	2ページ「議事」の項の右欄 25行目16文字目から26行目4文字目まで、27行目14文字目から28行目9文字目まで及び29行目12文字目から行末まで
	3ページ「議事」の項の右欄 1行目1文字目から8文字目まで及び4行目7文字目から12文字目まで
非開示部分5	3ページ「議事」の項の右欄 1行目9文字目から15文字目まで、2行目16文字目から3行目7文字目まで及び4行目15文字目から5行目1文字目まで
非開示部分6	1ページ「議事」の項の左欄 4行目9文字目から5行目12文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 8 月 10 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 8 月 20 日 (第448回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 9 月 17 日 (第449回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 12 月 23 日 (第452回第二部会)	・ 審議